

商品概要説明書

ジャックスリフォームローン

(令和6年4月1日現在)

商品名	ジャックスリフォームローン
ご利用いただける方	○ 申込時年齢が満20歳以上、完済時年齢が75歳以下の方 ○ 勤続（または営業）年数2年以上の方 ○ 安定・継続した収入のある方 ○ 住居がご本人または同居の配偶者、親または子の所有物件を対象とします。 ○ 住所または勤務地が地区内にある方 ○ 原則、団体信用生命共済に加入できる方 ○ 保証会社の保証がうけられる方 ○ 信用状況に不安がない方 ○ その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	住宅の増改築・修繕又はバリアフリー改修・断熱・防虫駆除・耐震補強等の工事資金。 オール電化・ガス化（エネファーム等）等の住宅設備機器や介護機器の購入及び工事資金。 冷暖房設備・融雪設備（ロードヒーティングを含む）・太陽熱温水器・太陽光発電システム・蓄電池の購入及び工事資金。 門扉・外構・車庫・物置・駐車場等の建築工事（コンクリート工事含む）資金。 造園・ガーデニング・給排水及び上下水道工事資金など。 上記～のリフォーム資金と他金融機関・他社のリフォームローンの借換（自ＪＡの借換資金も含む）およびＪＡ住宅ローンの借換（住宅ローンは返済実績が5年以上あること）を合算した資金。 上記～の資金と同時に家電製品・家具・キッチン・インテリア用品等を買替える為の資金。 リフォームローンの借換資金。 10kw以上50kw未満の産業用太陽光発電システム購入。
借入金額	○ 10万円以上1,500万円以内（1万円単位）とし、所要額以内とします。 ただし、借換資金のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。 農業以外の自営業者は、1,000万円以内とします。
借入期間	○ 6か月以上20年以内とします。借換資金のみの場合は、借入中の残存期間を上限とします。
借入利率	○ 変動金利とします。 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金

	利（農協短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（農協短期プライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○ お借入利率には、年1.0%の保証料を含みます。 ○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。								
返済方法	○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。								
担保	○ 不要です。								
保証人	○ 当ＪＡが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
団体信用生命共済	○ 当ＪＡ所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。なお、共済掛金は当ＪＡが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 — %</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0 . 1 %</td></tr> </tbody> </table> ○ 貸付金額が500万円以内、かつ、貸付期間が15年以内の場合は、団体信用生命共済への加入は任意とする（加入できない方を含む）	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 — %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0 . 1 %
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	なし								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 — %								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0 . 1 %								
手数料	○ 全額または一部繰上返済をされる場合の事務手数料は不要です。 ○ ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料は不要です。								
付帯サービス	○ 盗難お見舞い金 ・ ピッキング等の他人の進入により、リフォーム対象の建物または家財が被害に遭った場合10万円のお見舞金をお支払いします。 ○ 火災お見舞い金 ・ 火災により、リフォーム対象の建物または家財が被害に遭った場合、30万円のお見舞い金をお支払いします。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ支店または金融部(電話：0172-28-1121)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。								

	また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会紛争解決センター（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：０３－３５８１－２２４９） 仙台弁護士会（ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
その他	○ お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 印紙税が別途必要となります。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡつがる弘前